**平成２２年（フ）第１１８４号**
京都市右京区梅津徳丸町１番地
債務者　松岡　奎至
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１３号**
広島県呉市音戸町渡子２丁目51番18号
債務者　丸井　良美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１１７号**
広島県呉市広古新開２丁目３番23―406号
債務者　新本　由里
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１２４号**
広島県呉市焼山政畝２丁目12番12号
債務者　小松　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１２８号**
広島県呉市仁方中筋町22番18号
債務者　宮村　良子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第３８号**
高知県安芸市川北甲5282番地１　市営安芸東団地１―105号
債務者　竹﨑　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２２年（フ）第３９号**
高知県室戸市浮津306番地２
債務者　泉本多津美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２２年（フ）第１５８号**
宮崎県日向市大王町１丁目69番地１
債務者　濱　　正幸
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第１６０号**
宮崎県延岡市昭和町３丁目1864番地１
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第２６５号**
沖縄県豊見城市字豊見城137番地５　プチハウス１Ｆ
債務者　藤村あずさ（旧姓末石）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１４７号**
宮城県栗原市高清水中の茎94番地52
債務者　佐藤　次男
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第３１１号**
秋田市横森５丁目６番５－４号、前住所秋田市横森４丁目７番34号　千歳ハイツ１－２
債務者　鷲北　圭吾
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３１２号**
秋田市横森５丁目６番５－４号、前住所秋田市横森４丁目７番34号　千歳ハイツ１－２
債務者　鷲北　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３１３号**
秋田市将軍野堰越８番５―406号
債務者　中島　輝美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３２２号**
秋田県由利本荘市砂子下63番地
債務者　矢作　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１１９号**
長野県東筑摩郡筑北村西条4240番地３
債務者　市川　貴裕
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１６７号**
長野県松本市大字島立3469番地６
債務者　島田　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第２２３号**
兵庫県川西市加茂４丁目８番２―302号
債務者　吉本佐知子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部